

第1章

人権を大切にし、みんなが力をあわせて まちづくりを進めるまち

● 成果指標

指 標	計画当初値	現状値 (H23)	目標値
自治組織率	67.8%	66.1%	70.0%
自治組織への加入率	—	72.0%	80.0%
NPO法人数	12 団体	21 団体	現状値より 高い数値
市民公募委員を選任している 審議会等の比率	—	73.7%	現状値より 高い比率
市民公募委員選任審議会等 における市民公募委員の比率	16.7%	15.6%	20.0%
設置要綱に基づく審議会等委 員への女性登用比率	32.5%	30.6%	35.0%

第1節 人権・平和

[めざす姿]

■一人ひとりの人権が一層尊重される社会に向けて、人権問題への認識を深めるための機会が提供され、市民の人権意識が高まっているとともに、情報化の進展に伴う新たな人権侵害への対策が進んでいることをめざします。また、平和に関する学習機会が充実し、市民主体の平和活動が盛んに行われていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

人権は、「人間の尊厳」に基づく固有の権利であり、いかなる関係においても尊重されるべきものであるとして、平成18年に、多様な人権問題の解決に向けた人権教育・啓発に係る施策を総合的・計画的に進めるための基本的指針である「八幡市人権のまちづくり推進計画」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。さらに、平成22年度には八幡人権・交流センターの大規模改修によるバリアフリー化及び耐震補強を実施し、人権のまちづくりの拠点施設として位置づけ、人権教育・啓発に取り組んでいます。

同和問題については、国・京都府・市の連携のもと、住環境の整備など一定の成果を上げてきましたが、市民意識、教育、就労等の課題が残されています。また、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、疾病患者等の人権問題についても多くの課題があるほか、情報化の進展による新たな人権侵害も生じるようになっていきます。

今後は、市民一人ひとりが人権尊重に対する理解を深めるとともに、複雑多様化する人権問題に対応する体制を整えていく必要があります。

また、本市は京都府内の市町村ではじめて「非核平和都市宣言¹（昭和57年9月）」を行った自治体として、平和の尊さの啓発など平和施策を推進してきました。引き続き、関係団体と連携しながら、市民の平和意識の高揚を図る必要があります。

[施策体系]

1. 人権尊重の総合的・計画的な推進	(1) 人権教育・啓発の推進
	(2) 同和問題など人権問題解決への取組
	(3) 人権擁護の推進
2. 地域づくりの推進	(1) コミュニティ活動の促進
	(2) 人権交流センター活動の推進
3. 教育関係機関等との連携	(1) 各学校（園）と連携を図る取組の推進
	(2) 社会教育関係団体との連携・協力の推進
4. 非核平和都市宣言の推進	(1) 平和意識の啓発
	(2) 平和活動の促進

¹ 非核平和都市宣言：暮らしの原点である自治体が率先して、核兵器の廃絶と軍備の縮小を訴え、その輪を広く全国、ひいては全世界に広げていくために行った宣言。

[取組の内容]**1. 人権尊重の総合的・計画的な推進****(1) 人権教育・啓発の推進【重点】**

・人権を大切にし、尊重しあう習慣が根付いた人権文化の確立をめざした取組を進めるとともに、多様な人権問題に関する教育・啓発を推進します。

(2) 同和問題など人権問題解決への取組

・関係機関等と連携し、多様な人権問題解決に向けて基本的人権を尊重する意識の高揚を図るための活動を推進します。

(3) 人権擁護の推進

・人権擁護委員や人権擁護機関及び関係機関と連携し、人権相談の充実を図るとともに、人権啓発や人権擁護活動を進めます。

2. 地域づくりの推進**(1) コミュニティ活動の促進**

・地域住民の主体的な取組による多様なコミュニティ活動を促進します。

(2) 人権交流センター活動の推進

・人権のまちづくりの拠点施設として、各種相談業務を行うとともに、地域交流の拡大に向けて、教育や福祉、文化・スポーツ等の利用にも対応します。

3. 教育関係機関等との連携**(1) 各学校（園）と連携を図る取組の推進**

・各学校（園）と連携し、学校（園）ぐるみの人権教育・啓発活動を進めます。

(2) 社会教育関係団体との連携・協力の推進

・社会教育関係団体と連携・協力し、人権学習活動を推進します。

4. 非核平和都市宣言の推進**(1) 平和意識の啓発【重点】**

・「非核平和都市宣言」の精神を踏まえ、関係団体と連携し、平和意識啓発の充実を図るとともに平和に関する学習機会や情報の提供に努めます。

(2) 平和活動の促進

・市民主体の平和活動を促進します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・家庭や地域における人権・平和意識の高揚
NPO等	・人権・平和に関する事業運営への参画
事業者等	・事業所における人権・平和意識の高揚

第1章

人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち



八幡人権・交流センター



市民から寄せらせた平和の折り鶴



市内中学生による平和大使

第2節 地域コミュニティ

[めざす姿]

- 自治組織団体・小学校区・中学校区におけるコミュニティ活動が盛んに行われ、地域住民どうしの交流が活性化し、互いに助け合える環境がつけられていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市には、49の自治組織団体があり、自主防災組織²・学区福祉委員会³の設立やごみの分別・交通マナーの啓発、さらには児童の登下校時の安全パトロール、年末の夜間警戒、夏・秋祭りなど、活発な活動が行われています。少子高齢化の進行や市民の地域意識の希薄化など、コミュニティ活動を取り巻く環境には厳しい側面も見られますが、東日本大震災の発生を契機に、コミュニティの重要性が改めて認識されています。

これまで本市では、コミュニティ活動を充実させるため、自治組織が自主的に管理するコミュニティ施設の整備、地域住民の交流の促進及び市民参加の市政をより一層推進することに対し、財政的支援を実施してきました。

今後、活発なコミュニティ活動を維持するために、定年退職者の自治組織団体活動への参加促進など、地域で活躍する人材を育成していく必要があります。また、自主防災組織の訓練など、コミュニティ活動の高度化を進めていくことや、自治組織団体への加入促進及び自治組織未組織地区での組織化を進めていくことも必要です。

[施策体系]

1. 自治意識の醸成	(1) 自治意識の醸成
2. コミュニティ活動の促進	(1) コミュニティ活動の促進
3. コミュニティ施設の整備	(1) コミュニティ施設の整備

[取組の内容]

1. 自治意識の醸成

(1) 自治意識の醸成【重点】

- ・自治組織団体への加入及び自治組織未組織地区の組織化を促進するとともに、情報提供等により市民の自治意識の醸成を図ります。

2 自主防災組織：災害に対して、地域ぐるみで防災への取組や日常的な訓練、緊急時の対応を図ろうとする市民組織。

3 学区福祉委員会：小学校区を単位として、要援護者の早期発見やニーズの把握、見守り・助け合い運動など地域福祉活動を主体的に進めるため設置された組織。

2. コミュニティ活動の促進

(1) コミュニティ活動の促進【重点】

- ・ 市内連携組織による取組を推進し、コミュニティ活動の促進を図ります。
- ・ 地域特性を活かした校区単位や自治組織団体単位でのコミュニティ活動をはじめ、学区福祉委員会や自主防災組織の活動を促進するとともに、それらの活動を担うリーダーの養成を進めます。
- ・ 自治組織団体や各種団体との連携及び研修や交流の機会を拡充し、定年退職者をはじめとする地域の人々のコミュニティ活動参加を促進します。

3. コミュニティ施設の整備

(1) コミュニティ施設の整備

- ・ 自治組織団体が管理運営しているコミュニティ施設の改修・更新等に財政的支援をします。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ施設の運営管理 ・ コミュニティ活動への積極的参加 ・ 自治組織の未組織地区の組織化
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ活動を担う人材の育成
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動への積極的な参加・協力



安全・安心のまちづくりパレード(有都地区)



自治組織団体での夏祭り

第3節 市民協働

[めざす姿]

- 市民、NPO等、事業者等、行政が対等の立場で協働しながらまちづくりを進めるために必要な制度や環境の整備が進み、担い手となる組織や人材が育っていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、これまで指針に基づき、審議会等委員の市民公募やその会議の公開、パブリックコメント⁴の募集、市政への提案等を随時受け付ける取組や、市内各種関係団体等との意見交換、市の事業・取組を直接市民に説明する取組を実施してきました。また、市ホームページシステムの更新や市民活動情報サイトの開設、官民協働による行政ガイド「やわた事典」の発行など、広報活動の充実を図ってきました。

今後、これまで以上に市民、NPO等、事業者等との協働を進めるため、市民の意見を政策へ反映させる取組の継続や市民参画・協働に関する基本的な指針の策定、市民活動拠点の整備、人材の育成等を進めていく必要があります。

また、行政情報や市政の動き、市の話題等を提供するとともに、市政への理解と関心を深めてもらえる広報広聴活動の取組や、個人情報保護に留意した行政情報の保管・保存システムの的確な運用を行い、情報公開制度を推進する必要があります。

[施策体系]

1. 市民参画の推進	(1) 選挙啓発の推進
	(2) 政策形成過程での市民参画の推進
2. 市民協働の推進	(1) 政策実行段階での市民協働の推進
	(2) 市民協働に向けた人材・組織の育成
3. 市民協働に向けた基盤の整備	(1) 広報広聴活動の充実
	(2) 情報公開制度の推進
	(3) 個人情報の保護

[取組の内容]

1. 市民参画の推進

(1) 選挙啓発の推進

- ・市民参画の基礎となる選挙への参加を促進します。

(2) 政策形成過程での市民参画の推進

- ・審議会等委員の市民公募を継続し、拡充を図ります。
- ・パブリックコメントの募集をはじめとする市民の意見を政策へ反映する取組について、内容の充実を図ります。
- ・市民参画・協働を進めるための基本的な指針づくりを進めます。

4 **パブリックコメント**：行政が政策や計画等を立案するにあたり募集する住民意見。

2. 市民協働の推進

(1) 政策実行段階での市民協働の推進【重点】

- ・市民参画・協働を進めるための基本的な指針づくりを進めます。

(2) 市民協働に向けた人材・組織の育成【重点】

- ・市民活動のための拠点となる施設の整備とその運用について検討を進めます。
- ・定年退職者等の経験や技能を活かした担い手の育成に努めます。
- ・庁内連携組織による取組を推進し、市民協働に向けた取組を推進します。
- ・市内NPO等の活動が周知されるよう取組を進めます。

3. 市民協働に向けた基盤の整備

(1) 広報広聴活動の充実

- ・見やすく利用しやすい広報紙・ホームページにより、行政情報を的確に提供するとともに市政への提案等を随時受け付ける取組を充実します。

(2) 情報公開制度の推進

- ・情報公開制度の推進により、説明責任を果たす公平公正な市政を推進します。

(3) 個人情報保護

- ・行政が取り扱う個人情報を厳重かつ適切に保護します。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との協働による具体的なプログラムの実施 ・審議会等委員として参画 ・市政に対する関心の向上 ・市政に対する積極的な提案
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の具体的な取組を通じた市民・行政との信頼関係の構築 ・拠点施設の整備・運用に向けた連携
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等委員として参画 ・協働によるまちづくりへの参画

<NPOとは>

Non-Profit Organization（特定非営利活動法人）の略であり、非営利で政府（行政）とは独立して社会的活動を行う団体を指す。行政の担う社会的役割の一部を非営利で行うことから、市民協働を推進するうえで重要な意義を有する。

平成24年3月末現在の市内NPO数は21団体であり、その活動分野は、保健・医療など福祉分野から、人権擁護、教育、環境保全、農業、まちづくりの推進など多岐にわたる。



官民協働による「やわた事典」



総合計画検討懇談会

第4節 男女共同参画

[めざす姿]

- 性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会の実現に向け、社会的な意思決定の場における女性の進出が進んでいるとともに、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が取れた環境の整備が進んでいることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方として平成21年に制定した「八幡市男女共同参画推進条例」に基づき、総合的・計画的な施策を推進するための基本的な計画である「八幡市男女共同参画プランるーぷ計画Ⅱ」を平成23年に策定し、施設や制度を整えてきました。また、八幡人権・交流センターにおいては、女性の社会的地位の向上及び社会参加促進等の拠点として、平成21年に女性ルームを開設しました。平成23年度からは、各種相談とあわせ、常時利用可能となっています。さらに、平成22年度からはフェミニストカウンセラー⁵による女性専門相談を加え、相談体制の充実や啓発事業等に継続的に取り組んでいます。

今後は、施設の有効活用を図り、市の管理職や審議会等委員への女性の登用を拡充するとともに、社会的な意思決定の場への女性の積極登用の促進や、配偶者や恋人等による暴力被害から守る取組、仕事と生活の調和が取れた職場環境づくりを進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 男女共同参画の推進	(1) 総合的な施策の推進
	(2) 男女共同参画の意識高揚
	(3) 男女の人権の尊重
2. 男女の社会参画の促進	(1) 女性登用の推進
	(2) 自主的活動の促進
	(3) 雇用機会の均等と仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の促進

5 フェミニストカウンセラー：「女性が抱える心理的な問題の背景には、性別役割の強制など社会的問題がある」という視点に基づいてカウンセリングを行う、民間団体の認定資格を持った女性の専門相談員。

[取組の内容]

1. 男女共同参画の推進

(1) 総合的な施策の推進【重点】

・「八幡市男女共同参画プランるーぷ計画Ⅱ」に基づき、総合的・計画的に施策を推進します。

(2) 男女共同参画の意識高揚

・男女共同参画の視点に立って、性別による役割分担意識の解消や慣習・慣行の見直しが進むよう、学習機会の充実等を通じた意識高揚を図ります。

(3) 男女の人権の尊重

・配偶者や恋人等からの暴力を許さず、被害者が適切に保護される環境づくりを進めます。
・母性保護など性差を考慮した健康支援・福祉サービスの充実を図ります。

2. 男女の社会参画の促進

(1) 女性登用の推進

・市の管理職や審議会等委員への女性の登用を拡充するとともに、社会的な意思決定等の場における男女共同参画を進めます。

(2) 自主的活動の促進

・女性ルームの活用促進を図るとともに男女共同参画に関する自主的活動を促進します。

(3) 雇用機会の均等と仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の促進

・企業への啓発により、雇用や昇進等における男女の機会均等を促進します。
・男女がともに働きながら家庭・地域生活に十分な時間を割けるよう、働き方や職場環境の見直しの促進及び子育て支援の充実を図ります。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・女性の社会参加・参画
NPO等	・女性団体どうしのネットワークの形成やリーダーの育成
事業者等	・積極的改善措置（ポジティブ・アクション） ⁶ の導入 ・女性が働きやすい職場環境や制度の充実



女性ルーム(八幡人権・交流センター内)

6 積極的改善措置（ポジティブアクション）：過去に形成された社会的・構造的な男女間格差を解消するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の確保を図る措置。

第5節 国際理解

[めざす姿]

- 友好都市等との交流や市内在住の外国人との交流が進むことにより、市民の国際感覚が高まり、多文化理解が進んでいることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、アメリカのマイラン村・中国の宝鶏市と友好都市協定を結び、スポーツや文化など市民レベルでの国際交流を促進してきました。また、市内在住の外国人が増加しており、生涯学習活動や交流会等を通じて相互理解を深めてきました。

今後は、市民レベルでの国際交流を引き続き促進するとともに、多文化理解を促進し、市内在住外国人が地域社会の一員として、互いに安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 市民レベルでの国際交流の促進	(1) 友好都市等との交流の促進
2. 国際理解の促進	(1) 多文化理解の促進
	(2) 受け入れ体制の充実

[取組の内容]

1. 市民レベルでの国際交流の促進

(1) 友好都市等との交流の促進

- ・スポーツ・文化活動等を通じて市民主体の国際交流を促進します。

2. 国際理解の促進

(1) 多文化理解の促進【重点】

- ・学校教育における国際理解教育の推進や、多文化交流の機会づくりを通じて、多文化理解を促進します。

(2) 受け入れ体制の充実

- ・帰国子女の学校等への受け入れ体制や、市内在住外国人の地域社会への受け入れ体制の充実を図ります。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・市民主体による友好都市交流 ・ホームステイ受け入れへの協力
NPO等	・多文化交流を促進する取組の実施
事業者等	・外国人労働者の適正雇用

友好都市の概要

友好都市名	友好都市の概要
アメリカ合衆国マイラン村	オハイオ州にあり、昭和61（1986）年8月12日に友好都市協定を結びました。
中華人民共和国宝鶏市	陝西省にあり、平成4（1992）年11月2日に友好都市協定を結びました。

（資料）市民協働推進課



マイラン村に残るトーマス・アルバ・エジソンの生家



宝鶏市からの表敬訪問



背割堤七夕まつりでのマイラン村・宝鶏市から届けられた短冊

